

3.2.2 ゾーンの小区分

- ゾーンの小区分は、青梅の森の管理運営を行う上での前提条件と考えられる、①住宅地等の隣接地、②樹種、③動植物の確認状況、④林齢、⑤傾斜の5つの視点から行い、20の小ゾーンに区分した。

(1) 各小区分の運営管理の方向

1) Aゾーン：黒沢川流域の急斜面地を中心としたゾーン




A-1 (15.3 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> • Aゾーン内の東側に位置し、尾根から斜面にかけての区域で人工林^{※7}（おおむね10ヘクタール）と広葉樹林（おおむね5ヘクタール）が混在している。 • 注目される猛禽類にとって重要なゾーンであるとともに、他の注目される鳥類の生息も確認されている。 • アナグマの巣穴、リスやタヌキ等のほ乳類が確認されている。 • 林齢は人工林^{※7}で概ね41～50年が最も多く、広葉樹林はおおむね51～60年である。 • 傾斜は尾根付近を除き40パーセントを超えている。
	管 理 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> • 急な斜面が連続し、ボランティア等の利用には適さないことから、管理は市が主体的に行う区域とする。 • 保安林として指定し、色彩豊かな森事業等の制度を活用して管理を行う。 • 伐採^{※11}等は、ほ乳類等の繁殖等に影響しない時期に行うよう配慮する。 • 伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 • 高圧線下は、管理者と調整しながら行うものとする。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> • 野生生物生息地プラン • 人工林保全活用プラン • 広葉樹林保全活用プラン
A-2 (3.7 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> • Aゾーンのうち住宅地に面した樹林地で、人工林（おおむね1ヘクタール）と広葉樹林（おおむね3ヘクタール）が混在している。 • 林齢は人工林で概ね41～50年が最も多く、広葉樹林はおおむね51～60年である。 • 傾斜は全域で40パーセントを超えている。

A-2 (3.7 ヘクタール)	管理の方向	<ul style="list-style-type: none">・隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。・伐採^{*11}後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。・伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none">・住宅地隣接森林整備プラン

- Aゾーンの小区分図
(仮称) 森林保全ゾーン



凡 例

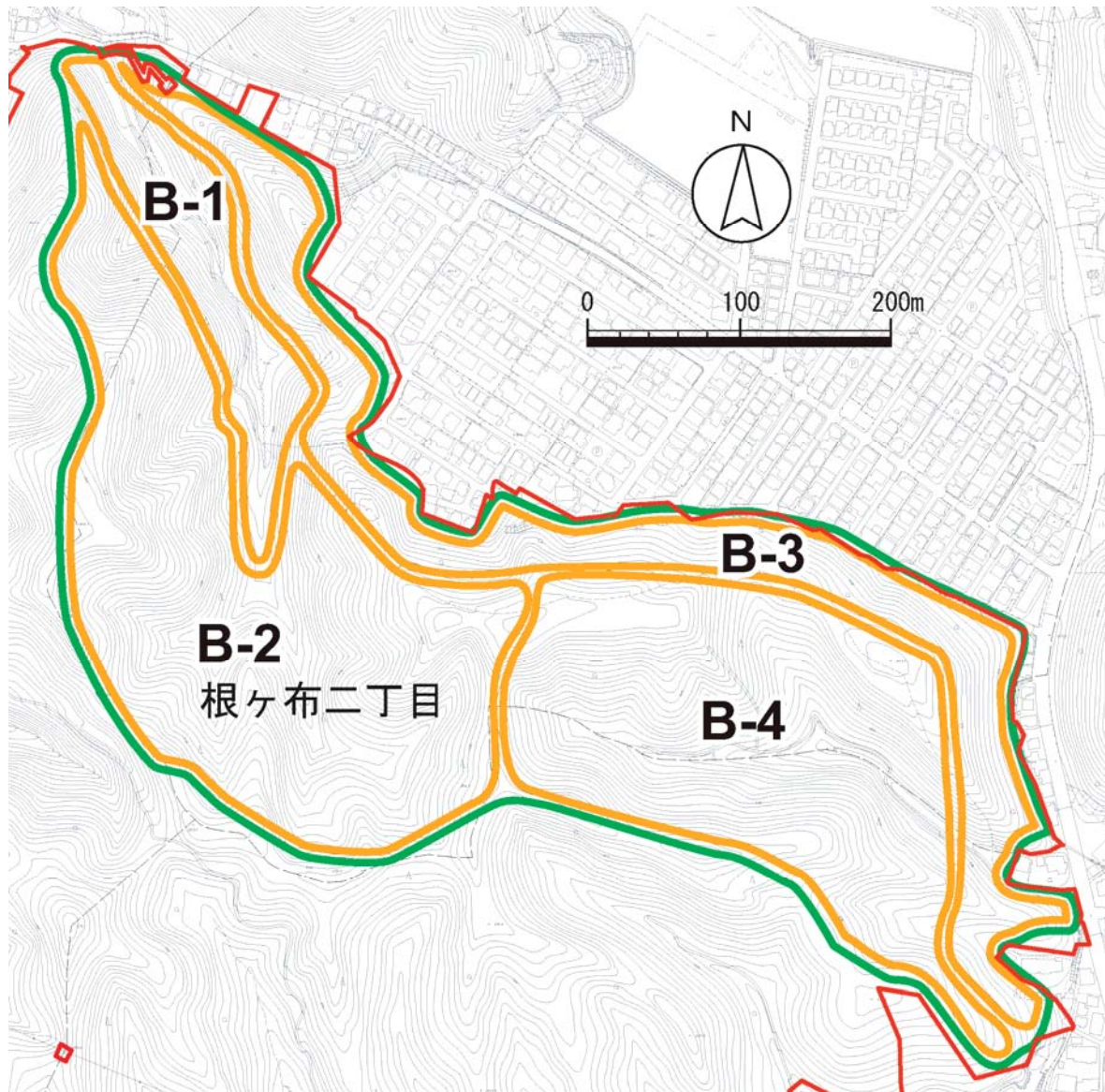
	青梅の森特別緑地保全地区
	保全計画ゾーニング境界
	ゾーン (小区分)

2) Bゾーン：大日沢と後沢を中心としたゾーン




B-1 (1.7 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・大日沢の最下流部で人工林^{*7}（おおむね1ヘクタール）が大半を占めているが、沢の東側沿いにはアカメガシワ群落がある。 ・ムカシトンボ等、注目される水生動物が確認されている。 ・林齢はおおむね41～50年である。 ・傾斜は全面40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息に必要な水辺として保全する。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン ・広葉樹林保全活用プラン
B-2 (7.3 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・大日沢の上流側に位置し、人工林（おおむね7ヘクタール）が大半を占めている。 ・リス等のほ乳類が主に尾根付近で確認されている。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・傾斜はおおむね40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・大日沢水系の水源林として保全する。 ・現存している人工林は、伐採^{*11}等の管理を行い保全していく。 ・現存している広葉樹林は、多様な植生の回復および自然の遷移^{*19}にゆだねる保全の各取組により保全していく。 ・伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・急な斜面であることから、管理は青梅市が主体的に行う区域とする。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン ・広葉樹林保全活用プラン
B-3 (4.7 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Bゾーンのうち、北側および東側の外周に位置する区域で広葉樹林（おおむね2ヘクタール）が大半を占めている。 ・林齢は41～50年と51～60年がほぼ同じ割合で存在している。 ・傾斜はおおむね40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。 ・伐採後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。 ・伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地隣接森林整備プラン

B-4 (5.8 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・後沢の区域で人工林^{※7}（おおむね1ヘクタール）と広葉樹林（おおむね2ヘクタール）が混在する。 ・リス等のほ乳類が主に尾根付近で確認されている。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・傾斜はおおむね40パーセントを超えている。
	管 理 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・現存している人工林は、伐採^{※11}等の管理を行い保全していく。 ・現存している広葉樹林は、多様な植生の回復および自然の遷移^{※19}にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・急な斜面であることから、管理は青梅市が主体的に行う区域とする。
	主 な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン ・広葉樹林保全活用プラン

- Bゾーンの小区分図
(仮称) 森林ふれあいゾーン



凡 例

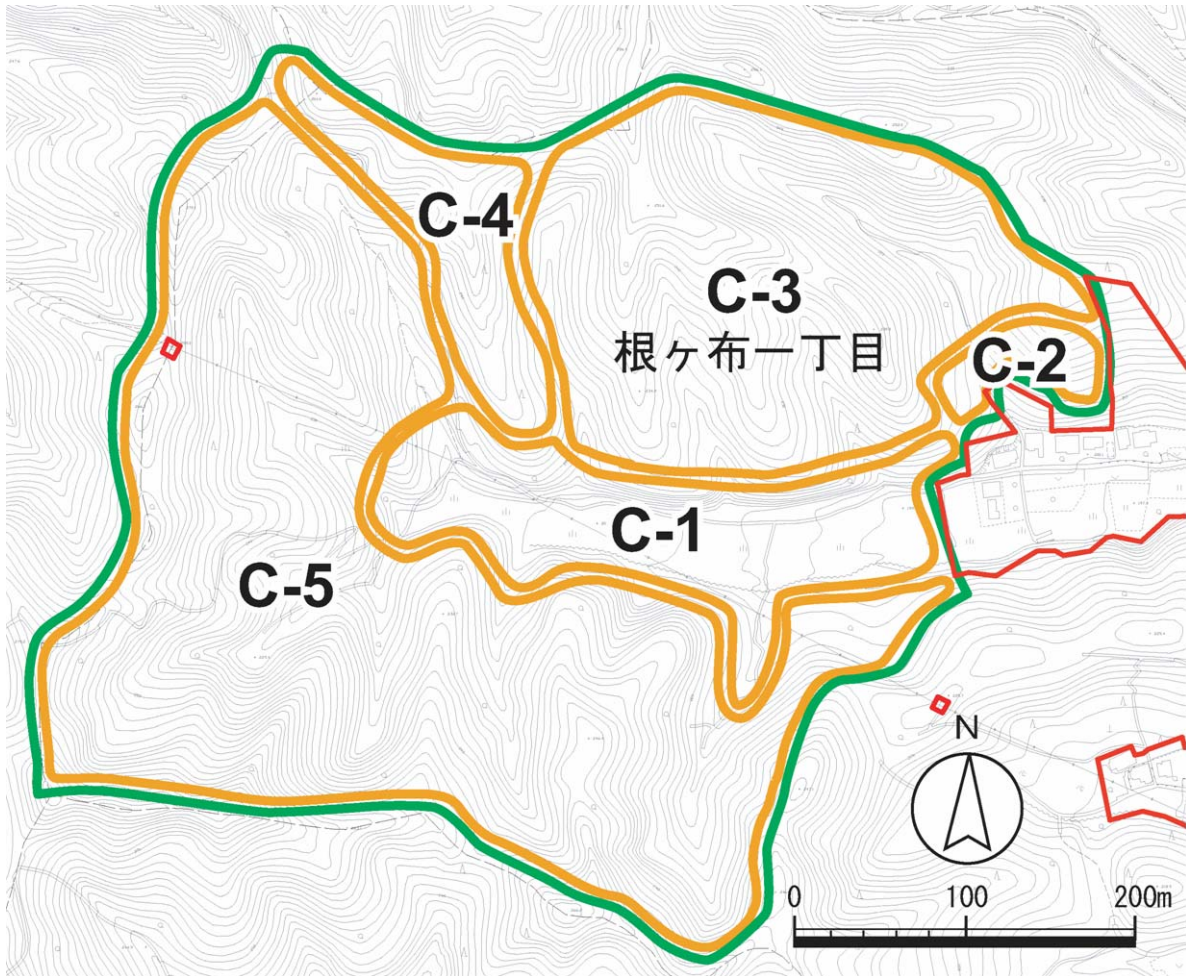
	青梅の森特別緑地保全地区
	保全計画ゾーニング境界
	ゾーン (小区分)

3) Cゾーン：北谷津を中心としたゾーン




C-1 (2.5 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Cゾーンの中央に位置し、西谷の入口にはチゴザサ群落があり、その奥にはミゾソバ・ヨシ群落がある。 ・ハイチゴザサ、ホトケドジョウ、モリアオガエル、コサナエ等トンボ類、ゲンジボタル等の注目される動植物が数多く確認されている。 ・地形は平坦で全体的に湿地が広がっており、かつては谷津田として使われていた。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・注目される動植物が数多く生息および生育している場であることから、他の小ゾーン以上に配慮する。 ・湿地として保全する。なお、一部は水田の復元を検討し、学習施設として利用する。 ・注目される動植物が多いことから、人の利用に対する管理を行うため、必要に応じて管理運営施設を整備する。 ・高压線下は、管理者と調整しながら行うものとする。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物生息地プラン ・湿地保全活用プラン
C-2 (0.5 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Cゾーンのうち、東側外周に位置する区域で、広葉樹林（おおむね0.5ヘクタール）が大半を占めている。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・傾斜は40パーセント前後である。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。 ・伐採^{*11}後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。 ・伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地隣接森林整備プラン
C-3 (5.5 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・西谷に位置する斜面で、広葉樹林（おおむね5ヘクタール）が大半を占めている。 ・リス等のほ乳類が確認されている。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・中央より南側は傾斜が40パーセント以下で、北側は40パーセントを超える。

C-3 (5.5 ヘクタール)	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・現存している人工林^{*7}は、伐採^{*11}等の管理を行い保全していく。 ・現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移^{*19}にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 ・傾斜が40パーセント以下の斜面地の管理は、ボランティア等との協働により行う区域とする。 ・傾斜が40パーセントを超える斜面地の管理は、青梅市が主体的に管理を行う区域とする。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン ・広葉樹林保全活用プラン
C-4 (1.4 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Cゾーン内の北西側に突き出た尾根で、規模の大きなアカマツ林が分布している。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・傾斜は半分以上が40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・アカマツ林を復活させるため、極力現況のアカマツを母樹とした天然下種更新^{*20}を行う。 ・健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・アカマツ林復活プラン
C-5 (11.5 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・西谷の上流に当たる区域で、広葉樹林（おおむね11ヘクタール）が大半を占めている。 ・タヌキやキツネ等のほ乳類が確認されている。 ・林齢はおおむね51～60年である。 ・東西および南北の中央より傾斜が変わり、東側と北側は傾斜が40パーセント以下で、西側と南側は40パーセントを超える。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・現存している人工林は、伐採等の管理を行い保全していく。 ・現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・伐採等は、ほ乳類等の繁殖等に影響しない時期に行うよう配慮する。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・傾斜が40パーセント以下の斜面地の管理は、ボランティア等との協働により行う区域とする。 ・傾斜が40パーセントを超える斜面地の管理は、青梅市が主体的に管理を行う区域とする。 ・高圧線下は、管理者と調整しながら行うものとする。
	主 　　な 保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン ・広葉樹林保全活用プラン

- Cゾーンの小区分図
(仮称) 里山学習ゾーン



凡 例

	青梅の森特別緑地保全地区
	保全計画ゾーニング境界
	ゾーン (小区分)

4) Dゾーン：北ノ入を中心としたゾーン

D-1 (1.5 ヘクタール)	小区分の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Dゾーン内の中央に位置し、セキショウ・ミゾソバ等が分布する。 ・地形は平坦で全体的に湿地が広がっており、かつては谷津田として使われていた。 ・ハイチゴザサやヒカゲヒメジソ等、注目される動植物が確認されている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採^{*11}や草刈り等を行う際には、注目される動植物を保全するため、実施区域等に配慮する。 ・水田跡地は湿地として保全していく。
	主な保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・湿地保全活用プラン
D-2 (0.5 ヘクタール)	小区分の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Dゾーン内の住宅地に面した区域で、広葉樹林（おおむね0.3ヘクタール）やアカマツ等が分布している。 ・傾斜は40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する住宅地等に影響を及ぼす樹木等を整備し、近隣への環境を改善する。 ・伐採後の緩衝地帯は、定期的の下草刈り等を行う。 ・伐採跡地については隣接住民と協議の上、植栽を行う。
	主な保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地隣接森林整備プラン
D-3 (3.0 ヘクタール)	小区分の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Dゾーン内の東側に位置し、人工林^{*7}（おおむね3ヘクタール）が大半を占めている。 ・リス等のは乳類が確認されている。 ・林齢はおおむね41～50年である。 ・傾斜はおおむね40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・現存している人工林は、伐採等の管理を行い保全していく。 ・伐採等を行う際には、樹冠を使う小動物の移動に配慮する。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。 ・ボランティア等の活動の場や子供たちの学習等の演習林として活用する。
	主な保全プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林保全活用プラン

D-4 (7.4 ヘクタール)	小 区 分 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・Dゾーン内の西側に位置し、広葉樹林（おおむね7ヘクタール）が大半を占めている。 ・林齢は51～60年である。 ・傾斜はおおむね40パーセントを超えている。
	管理の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・傾斜はやや急であるが、周辺施設が活用できるので、ボランティア等との協働による管理を行う区域とする。 ・現存している広葉樹林は、里山林の復活、多様な植生の回復および自然の遷移^{*19}にゆだねる保全の各取組により適正に保全していく。 ・現存している人工林^{*7}は、伐採^{*11}等の管理を行い保全していく。 ・枯れたマツを処分し、健康なマツは、薬剤を直接注入する等、マツ枯防止を図る。
	主 　　な 保 全 プ ラ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林保全活用プラン

- ・ Dゾーンの小区分図
(仮称) 谷津の保全ゾーン

凡 例

	青梅の森特別緑地保全地区
	保全計画ゾーニング境界
	ゾーン（小区分）

